

【参考】新客観点（令和4・5・6年度長野県建設工事入札参加資格加点項目）一覧

最大加点（経営事項審査の総合評定値25%以内）：【土・と・舗】405点、【他】253点

工事成績	工事成績	基準日直前3年間の「土・と・舗」の3業種に係る工事の平均点に応じ、次のとおり加（減）点する。加（減）点 = (平均点 - 65点) × 3.5	
	優良工事表彰	基準日直前4年間において、国又は長野県による企業表彰であって、優良工事表彰、優良技術者表彰及び安全衛生表彰等の対象となった場合、表彰1回につき10点（最大30点）	
	民間資格	基準日において、資格申請業種に経審に反映されない資格を有する技術者1名に対し当該資格の級に関係なく1点（最大30点）	
技術力	新技術登録	基準日において、県新技術・新工法活用支援事業の登録がある者又はNETIS評価情報登録が確認できる者に加点（1技術につき5点、NETIS申請情報登録は同3点）	削
	入札参加停止	基準日直前2年間における停止月数 × (-10) 点 ※建設業法による監督処分に伴い、客観点数で減点された場合を除く。	
経営意欲	労働環境	基準日直前4年間において、育児又は介護休業を20日以上取得した実績がある場合5点（取得者に男性含む場合、更に+5点）	
		・基準日において、「社員の子育て応援宣言！」登録企業となっている場合3点 ・「職場いきいきアドバンスカンパニー」の認証企業の場合は更に7点を加点	
		基準日において、次のいずれかを取得している場合15点（ISO45001、COHSMS（NEW COHSMS、CompactCOHSMS））	
		基準日を含む年度の前年度において、建設業労働災害防止協会長野県支部での活動企業5点	
		基準日直前4年間における新規学卒者の社員採用がある場合5点。なお、採用した社員に技術職がいる場合、+10点※該当者が2人以上いても重複加点はしない。	
		基準日において、主任技術者となる資格を有する女性技術者を雇用している場合5点	
		基準日において、技能労働者のうち月給制により支払いを行っている場合、割合により加算（50%以上80未満：6点、80%以上：10点）	
		基準日において、建設キャリアアップシステム（CCUS）を導入している場合（事業者登録：10点、登録技能労働者割合により加点：最大5点）	削
		基準日において、従業員100人以下の企業が次世代育成法に基づく事業主行動計画の策定し、かつ育児・介護休業法に規定する休業等制度を就業規則に規定している場合10点	削
	基準日において、「週休二日」等の休業制度が就業規則に規定されている場合、区分に応じて加点（4週5休：3点、4週6休：5点、4週8休：10点）		
合併	基準日直前5年間において、県建設工事入札参加資格を有する建設企業と合併が行われた場合50点（営業譲渡は除く）	削	
環境配慮	基準日において、エコアクション21又は地域版環境プログラム南信州いいむす21等の認証登録（10点）※経審でISO14001が「有」とされている場合は対象外		
	基準日において、長野県産業廃棄物3R実践協定の締結者の場合10点		
SDGs	申請日において、長野県SDGs推進企業登録制度に登録している場合10点		
地域貢献	地域貢献	基準日において、消防団協力事業所表示制度の登録企業の場合10点、また、長野県消防団協力事業所等知事表彰を受賞している場合は更に5点加点 基準日において、刑務所出所者等を雇用する「協力雇用主」として登録している場合3点	
	労働福祉	基準日直前の6月1日において、障害者法定雇用率を達成している場合10点、基準日において雇用義務のない者が障がい者を雇用した場合10点	